



独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の 配布希望者を確認する公募に係る公示

令和 5 年 4 月 1 日

独立行政法人
家畜改良センター 宮崎牧場長



次のとおり、配布希望者を公募します。

1. 公募内容

本件は、独立行政法人家畜改良センター所有豚精液について、配布希望者を確認するものである。

2 契約概要等

- (1) 事業名 独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の配布
- (2) 事業の方針 公募説明書による
- (3) 公募対象畜及び配布予定価格 公募説明書による
- (4) 引渡場所 公募説明書による

3 配布の決定方法

配布希望者が、公募説明書による提案書の提案内容について、公募審査委員の審査により適当と認められる者であった場合に配布するものである。

4 手続等

(1) 担当部局

〒886-0004 宮崎県小林市細野5157-29

独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場業務第一課（担当：福井、佐々木）

電話 0984-23-3500 ファクシミリ 0984-24-0953

Eメール：（福井） y0fukui@nlbc.go.jp

（佐々木） t1sasaki@nlbc.go.jp

(2) 公募説明書の交付及び方法

本公示日から、ホームページからのダウンロード等により取得すること。

なお、ファクシミリ又は e-mail による交付を希望する場合は、住所、会社名、担当者氏名及び電話番号等を上記（1）の場所に連絡すること。

- (3) 公募説明会の開催
開催しない

- (4) 提案書の提出先
提出先は、上記(1)業務第一課担当とする。

5 公募説明書に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。(様式は自由)

- (1) 受付時間：土曜日、日曜日、祝祭日を除く、9時00分から17時00分まで
(12時00分～13時00分を除く。)とする。
- (2) 提出場所：上記4(1)担当部局あてとする。
- (3) その他：書面を持参、郵送・ファクシミリ又はEメールによること。

6 質問に対する回答の方法

問合せの都度、個別に行う。

7 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
免除する。
- (3) 誓約書作成の要否
要
ただし、純粋種豚生産目的で契約額が1万円未満の場合にあって、宮崎牧場で提出が不要と判断された場合は要しないものとする。
- (4) 提出書類の取扱
提出のあった書類等は一切返還しない。
- (5) その他
詳細は公募説明書による。

公 募 説 明 資 料

独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の配布

令和5年4月1日

独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場

目 次

1	公募説明書	1
2	公募参加心得書	3
3	誓約書	5
4	受領書	6
5	仕様書	7
6	応募資料作成基準	9

公 募 説 明 書

令和５年度独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の配布に係る公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

１ 担当部局

〒８８６－０００４ 宮崎県小林市細野５１５７－２９

独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場業務第一課（担当：福井、佐々木）

電話 ０９８４－２３－３５００ ファクシミリ ０９８４－２４－０９５３

Eメール：（福井） y0fukui@nlbc.go.jp

（佐々木） tlsasaki@nlbc.go.jp

２ 契約概要等

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| （１）件 名 | 独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の配布 |
| （２）事 業 方 針 | 別紙仕様書のとおり |
| （３）公 募 対 象 畜 | 〃 |
| （４）配 布 期 間 | 令和５年４月１日から令和５年８月３１日 |
| （５）引 渡 場 所 | 独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場 |
| （６）配 布 価 格 | 別紙仕様書のとおり |
| （７）配 布 方 法 | 本件は、１頭分ごとの豚精液を提案書提出順により契約者を決定する。 |

３ 公募説明書に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。（様式は自由）

- （１）受付時間：土曜日、日曜日、祝祭日を除く、９時００分から１７時００分まで
（１２時００分～１３時００分を除く。）とする。
- （２）提出場所：上記１担当部局あてとする。
- （３）そ の 他：書面を持参、郵送・ファクシミリ又はEメールによること。

４ 質問に対する回答の方法

問合せの都度、個別に行う。

５ 提案書等に関する事項

提案書等は別添入札参加資料作成基準により作成すること。

６ 提案書等の提出及び場所

- （１）提出時間：８時３０分から１７時００分
なお、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

また、精液発送日の前日午後 5 時までに、電話またはファクシミリで事前に連絡すること。

(2) 提出場所：上記 1 担当部局

(3) そ の 他：提出した提案書の変更又は取消をすることはできない。

7 入札の無効

別紙公募参加心得書において示した条件に違反した提案書は無効とする。

8 配布者の決定方法

提案内容が、公募審査委員による審査の結果、牧場長が配布者として適当と認めた者

9 誓約書の提出

誓約書（案）（別紙 1）に基づき、豚精液配布に係る誓約書を提出するものとする。

ただし、純粋種豚生産目的で契約額が 1 万円未満の場合にあって、宮崎牧場で提出が不要と判断された場合は要しないものとする。

10 配布の方法

宅配のみとし、輸送に係る経費は配布対象者の負担とする。

11 代金の納付

配布代金は、納付期限までに指定の振込先に納付するものとする。

12 受領書の提出

精液を受領した際には、受領書（別紙 2）を提出するものとする。

13 その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 公募参加者は、別紙公募参加心得書の内容を遵守し、誓約書（案）（別紙 1）及び附属書類を熟読のうえ参加すること。

(3) 交付した資料の返却は要しない。

(4) 本件に関する照会先は、上記 1 担当部局とする。

(5) 提案書の内容について、配布希望者の選定及び契約書以外に無断で使用することはない。

(6) 提出された書類等は一切返還しない。

公 募 参 加 心 得 書

（応募等）

第1条 配布希望者は、公募に係る公示、公募説明書、誓約書、仕様書及び応募資料作成基準を熟読のうえ、応募しなければならない。

2 配布希望者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 配布希望者は、配布決定後、第1項の書類について不明を理由に異議を申し立てることができない。

（応募の方法）

第2条 配布希望者は、提案書を直接、郵送又は宅配により提出しなければならない。

（公正な配布の確保）

第3条 配布希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（配布の取りやめ等）

第4条 配布希望者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な配布ができないと認められるときは、当該配布希望者を参加させず又は配布を延期し、若しくは取りやめることがある。

（応募の無効）

第5条 次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。

（1）競争に参加する資格を有しない者のした応募

（2）記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く応募

（3）誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

（4）明らかに連合によると認められる応募

（5）提案書が牧場長又は公募審査委員の審査の結果採用されなかった応募

（6）その他応募の条件に違反した応募

（配布対象者の決定）

第6条 提案書が公募審査の結果により、適当と認められる者を配布対象者とする。

（配布対象者の通知）

第7条 牧場長は、配布対象者として認められなかった者に対し通知する。

(契約を締結しない場合の違約金)

第8条 配布対象者は、提案書に基づき精液の引取及び精液代金の支払いを行わない場合は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、牧場長に対して違約金として、配布価格の100分の5に相当する額を支払うものとする。

2 前項の違約金は、理事長（又は牧場長）が発行する請求書により所定の期日までに支払うものとする。

(契約を締結できない場合)

第9条 配布通知後から契約締結までの間に天災その他、対象牧場の責に帰することのできない理由により配布不可能になり解約を申し出た場合、配布者が承認した場合、配布対象者は牧場長に対して違約金の請求はできないものとする。

(提案書に使用する言語及び通貨)

第10条 提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別紙1)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場長

住 所
氏 名

印

令和 年 月 日付けで提案した豚精液の配布を受けるにあたっては、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 公募時に示された、公募参加心得、公募説明書及び提出した提案書に記載した事項を遵守します。
- 2 貴職が発行する請求書により、納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 3 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 4 延滞金の端数金額を計算する場合は、家畜改良センターの規程より算出された額を納付します。
- 5 当該精液の引き渡しに要する費用は、当方で負担します。
- 6 当該精液を受領したときには速やかに受領書を提出します。
- 7 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部について解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
 - (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
 - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
 - (3) 当方がこの契約に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
 - (4) この契約の履行にあたり、当方または当方の使用人等に不正の行為があったとき
 - (5) 当方が破産の宣告を受けた場合または、そのおそれがあると認められるとき
 - (6) 当方から契約の解除を申し出たとき
- 8 前項第1号の配布の取りやめ又は延期による場合、又は第2号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。
- 9 第7項第3号から第6号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。
- 10 当該精液の配布にかかる輸送中の事故については、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。
- 11 当該精液の引き取り後において、かしがあることを発見した場合においても、家畜改良センターに故意又は重大な過失がない限り、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を行いません。
- 12 当該精液について、衛生検査証明書に記載する疾患及び衛生検査証明書に記載する疾患以外の疾患等が、本契約による引き渡し時以降に発生または発見された場合においても、家畜改良センターに故意又は重大な過失がない限り、瑕疵担保責任その他何らの名目をもって損害賠償の請求をしません。

(別紙2)

受 領 書

令和 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター宮崎牧場長 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり、令和 年 月 日 付け第○号配布通知に基づき受領しました。

記

1. 配布精液の名号等

種類	区分	品 種	名 号	生年月日	数量

2. 受領月日 令和 年 月 日

仕 様 書

1 件名

独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の配布

2 事業方針

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）で行う業務は、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」及び「家畜改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する安全で信頼される畜産物の安定供給や国内畜産の振興に貢献するものとしています。

このため、センターでは、我が国における豚の改良増殖を図るため、センターが所有する種雄豚精液を配布することとします。

3 公募対象畜

- （１）公募対象豚は別紙のとおりです。
- （２）配布価格（税込）は、１本あたり１，５００円です。
- （３）配布する精液は基本的に新鮮精液となります。

4 配布条件

当該精液は、純粋種豚の生産目的及び学術・研究目的以外には利用しないください。

5 提案内容

- （１）応募者は別添応募資料作成基準の様式に従い、提案書を作成し提出ください。

- （２）その他の事項

審査過程において、提案書について説明をお願いすることがあります。
必要となった場合は、ご連絡いたします。

(別紙3)

令和5年度 精液配布豚名簿(R5. 4. 1現在)

種類	品種	名 号	性	生年月日	登録番号	血 統
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク20 3 4338	雄	R3.3.10	日豚D種 DD45-A002871	父 ユメサクラ D ミヤホク18 1 4063 母 ユメサクラ D ミヤホク18 1 5034
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク20 4 4347	雄	R3.3.16	日豚D種 DD45-A002868	父 ユメサクラ D ミヤホク17 7 4014 母 ユメサクラ D ミヤホク17 2 5153
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク20 2 4366	雄	R3.4.4	日豚D種 DD45-A002869	父 ユメサクラ D ミヤホク18 1 4037 母 ユメサクラ D ミヤホク19 4 5013
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク21 1 4001	雄	R3.6.13	日豚D種 DD45-A002893	父 ユメサクラ D ミヤホク18 9 4021 母 ユメサクラ D ミヤホク19 2 5162
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク21 3 4046	雄	R3.7.14	日豚D種 DD45-A002896	父 ユメサクラ D ミヤホク17 4 4175 母 ユメサクラ D ミヤホク18 1 5098
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク21 2 4053	雄	R3.7.22	日豚D種 DD45-A002897	父 ユメサクラ D ミヤホク17 4 4185 母 ユメサクラ D ミヤホク18 1 5108
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク21 1 4073	雄	R3.9.24	日豚D種 DD45-A002941	父 ユメサクラ D ミヤホク19 2 4220 母 ユメサクラ D ミヤホク19 3 5198
豚精液	デュロック種	ユメサクラ D ミヤホク21 6 4112	雄	R3.9.26	日豚D種 DD45-A002931	父 ユメサクラ D ミヤホク19 2 4216 母 ユメサクラ D ミヤホク17 5 5136
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク18 5 8812	雄	H30.11.7	日豚D種 DD45-A002258	父 ユメサクラエース D ミヤホク16 4 8941 母 ユメサクラエース D ミヤホク15 1 9741
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク19 3 8835	雄	R1.12.20	日豚D種 DD45-A002376	父 ユメサクラエース D ミヤホク14 1 8732 母 ユメサクラエース D ミヤホク16 3 9939
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク19 3 8873	雄	R2.3.10	日豚D種 DD45-A002444	父 ユメサクラエース D ミヤホク18 3 8850 母 ユメサクラエース D ミヤホク17 4 9871
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク19 8 8906	雄	R2.3.22	日豚D種 DD45-A002445	父 ユメサクラエース D ミヤホク18 7 8814 母 ユメサクラエース D ミヤホク15 1 9741
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク20 1 8705	雄	R2.9.16	日豚D種 DD45-A002568	父 ユメサクラエース D ミヤホク18 8 8806 母 ユメサクラエース D ミヤホク19 1 9723
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク20 1 8717	雄	R2.9.20	日豚D種 DD45-A002614	父 ユメサクラエース D ミヤホク14 1 8813 母 ユメサクラエース D ミヤホク18 3 9836
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク20 2 8742	雄	R2.10.8	日豚D種 DD45-A002587	父 ユメサクラエース D ミヤホク16 3 8873 母 ユメサクラエース D ミヤホク18 4 9841
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク20 2 8748	雄	R2.10.9	日豚D種 DD45-A002588	父 ユメサクラエース D ミヤホク16 3 8857 母 ユメサクラエース D ミヤホク18 3 9829
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク21 2 8738	雄	R3.6.20	日豚D種 DD45-A002898	父 ユメサクラエース D ミヤホク18 3 8828 母 ユメサクラエース D ミヤホク18 6 9817
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク21 2 8755	雄	R3.7.6	日豚D種 DD45-A002899	父 ユメサクラエース D ミヤホク18 5 8812 母 ユメサクラエース D ミヤホク19 2 9702
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク21 2 8770	雄	R3.7.16	日豚D種 DD45-A002900	父 ユメサクラエース D ミヤホク16 2 8733 母 ユメサクラエース D ミヤホク18 6 9812
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク21 3 8787	雄	R3.9.20	日豚D種 DD45-A002940	父 ユメサクラエース D ミヤホク17 5 8924 母 ユメサクラエース D ミヤホク19 1 9723
豚精液	デュロック種	ユメサクラエース D ミヤホク21 5 8803	雄	R3.9.26	日豚D種 DD45-A002932	父 ユメサクラエース D ミヤホク20 1 8705 母 ユメサクラエース D ミヤホク16 3 9939
豚精液	大ヨークシャー種	ミヤホク グラニート ミヤホク17 3 6020	雄	H30.3.11	日豚W種 WW45-A000633	父 ミヤホク ホワイト ミヤホク12 3 6073 母 グラニート アイヅ ミヤホク15 1 7201
豚精液	大ヨークシャー種	ミヤホク グラニート ミヤホク19 5 6003	雄	R1.11.13	日豚W種 WW45-A000639	父 ミヤホク ホワイト ミヤホク16 4 6049 母 グラニート アイヅ ミヤホク15 1 7201
豚精液	大ヨークシャー種	ミヤホク ホワイト ミヤホク19 1 6018	雄	R2.3.17	日豚W種 WW45-A000641	父 ミヤホク ホワイト ミヤホク16 5 6032 母 ミヤホク ホワイト ミヤホク18 6 7021
豚精液	大ヨークシャー種	グラニート アイヅ ミヤホク20 6 6021	雄	R2.10.15	日豚W種 WW45-A000643	父 グラニート ミヤホク ミヤホク18 4 6022 母 グラニート アイヅ ミヤホク15 1 7201
豚精液	大ヨークシャー種	ミヤホク グラニート ミヤホク20 7 6027	雄	R3.3.13	日豚W種 WW45-A000645	父 ミヤホク ホワイト ミヤホク19 1 6018 母 グラニート アイヅ ミヤホク15 1 7201

独立行政法人家畜改良センター所有
豚精液の配布

応募資料作成基準

令和 5 年 4 月 1 日

独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場

本書は、独立行政法人家畜改良センター参加者の有無を確認する公募取扱要領に基づき、独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の配布に係る応募資料作成基準を取りまとめたものである。

第 1 章 独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場が公募参加者に提示する資料及び公募参加者が提出すべき資料

独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場（以下「宮崎牧場」という。）は、公募参加者に表 1 に示す資料を提示する。公募参加者は、それを受け、表 2 に示す資料を作成し、宮崎牧場に提出する。

[表 1 宮崎牧場が公募参加者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 公募競争参加心得	公募に関する注意事項を記述。
② 誓約書	落札者からの提出を求める誓約書内容を記述。
③ 仕様書	センター所有豚精液の配布に係る仕様を記述（事業の実施方針等）。
④ 応募資料作成基準（本書）	提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。

[表 2 宮崎牧場に提出する資料]

資料名称	資料内容
提案書	仕様書に記述された提案内容について、どのように実現するかを説明したもの。 第 3 章の提案書雛形（別紙）に沿って記載されたもの。

第 2 章 提案書の構成及び作成要領

2.1 提案書の構成及び記述事項

提案書は、表 3 の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に理解した上で記述すること。

[表 3 提案書目次]

提案書 目次項番	項目
1	提案内容
2	配布希望時期
3	飼育（利用）場所
4	その他

2.2 提案書様式

- ① 提案書は第3章「提案書雛形」を参考に作成する。
- ② 提案書はA4判にて、1部提出すること。

2.3 留意事項

- ① 公募参加者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料が対応するように作成すること)。
- ② 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではない場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第3章 提案書雛形

3.1 提案書雛形を使用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容を示している。参加者は、提案書雛形を参考に提案書を作成する。

3.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙を参照すること。

年 月 日

独立行政法人 家畜改良センター宮崎牧場長 殿

公募参加者の住所及び氏名

住 所
電話番号
氏 名

印

提 案 書

下記のとおり精液の配布を受けたいので、独立行政法人家畜改良センター所有豚精液の配布応募資料作成基準に従い提案します。

記

1. 提案内容

(1) 配布を希望する豚精液の品種、本数等(名号を指定される際は、第3希望まで記入して下さい)

品 種		名 号	本 数		備 考
	種	①		本	
		②			
		③			
		希望なし			

(2) 配布申請理由

2. 配布希望時期

令和 年 月 日

3. 飼養(利用)場所

(1) 飼養場所の概要

① 子取り用雌豚 飼養頭数	② 経営タイプ 該当するタイプに○を記載してください。 ※重複する場合は複数に○を記載してください。
頭	種豚生産経営
	一貫経営
	その他 具体的に記載願います【例: AIセンター、学術研究機関等】 ()

(2) 配布を希望する精液の利用方法 該当する利用方法に○を記載してください。
※重複する場合は複数に記載してください。

純粋種豚の生産・販売
自場で飼養する純粋種豚の改良・増殖
その他 具体的に記載願います()

(3) 飼養場所の住所、氏名(公募参加者と同じ場合は「同上」と記入してください)

住所
氏名

4. その他

(1) 受取の方法

宅配(着払) ・ 営業所止め(営業所)

(2) その他